

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年3月27日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

1 委託業務の概要

(1) 業務名

留萌地域雇用促進・定着事業委託業務

(2) 業務目的

留萌管内の基幹産業である食料品製造業等の人材確保のため、企業の魅力の発信や強化による採用力向上や従業員の定着促進に係るセミナーを開催するとともに、求職者とのマッチング機会を提供するための合同企業説明会を開催し、地域の良質で安定的な正社員雇用の創出及び確保を図る。

(3) 業務内容

留萌管内における食料品関連産業等の事業者の人材確保支援のため、次の取組を実施すること。なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質で安定的な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

ア 地元企業の人材確保支援

(ア) 人材確保・定着促進セミナーの開催

a 開催内容

地域の企業、経済団体等と連携しつつ、人材確保・定着促進のため、専門家を講師とした、職場環境改善や採用力向上など地域における人材確保や定着促進に資する内容とする。

(a) 人材の確保と定着を切り口とした、地域の事業者が抱える課題の抽出と解決方法に知見のある講師による基調講演。

(b) 先進地域、企業における人材確保・定着促進について取組事例紹介。

(c) セミナー内容等の地域へのフィードバック（参加できなかった事業者を対象とする動画配信等）。

b 開催回数・場所

2回（留萌市及び羽幌町で計2回）

c 開催時期

7月から9月の間に実施

イ 地域での就業を目指す労働者とのマッチング機会の提供

(ア) 合同企業説明会の開催（管外）

a 開催内容

管内企業の魅力発信を実践するとともに、雇用確保を支援するた

めの合同企業説明会を、地域の経済団体等と連携し、既存の就活イベントとの合同開催等、参加者確保に係る対策を講じながら実施する。

- b 開催回数
2回
- c 開催時期
9月から10月の間に実施
- d 開催地域
札幌及び旭川
- e 対象者
一般求職者

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点をも有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

- ・実施体制、業務遂行能力
- ・企画提案の内容

4 担当部課

北海道留萌振興局 産業振興部 商工労働観光課 (担当:小泉)

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1-2

電話番号 0164-42-8767 ファックス番号 0164-42-1937

E-mail koizumi.kentarou@pref.hokkaido.lg.jp

5 プロポーザル関係書類の交付について

(1) 交付期間

令和5年3月28日(火)から4月6日(木)まで

(土曜日及び日曜日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

(2) 交付方法

上記4の場所で交付する。なお、北海道留萌振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和5年4月6日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参(土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで)または郵送(レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

ウ 提出書類 参加表明書及び関係添付資料

エ 提出場所 上記4に同じ。

オ 審査結果 文書で通知する。

(2) 企画提案書

企画提案書の提出依頼があった場合にのみ、提出すること。

ア 提出期限 令和5年4月14日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法 持参(土曜日及び日曜日、祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで)または郵送(レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

ウ 提出場所 上記4に同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という)を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否 要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案の内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が3を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び特定者名は、公表する。

ウ 詳細は、企画提案指示書による。

エ 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

また、本業務は、令和5年度の国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わないことがある。